



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

April 2022

EY 安永

Building a better
working world

EY Taiwan JBS NEWSLETTER - April 2022 -

外国人従業員に係る 個人所得税申告の留意点



本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ はじめに

2021年度の個人所得税の申告が間もなく始まります。

今回は、台湾における日本人を含む外国人従業員が個人所得税の申告を行うに当たって、よくあるご質問または留意すべき点を整理しました。

▶ 今回お伝えしたいポイント

台湾における外国人従業員の個人所得税申告に当たりよくあるご質問

- ▶ 滞在日数の計算と台湾国外の雇用主が支給した給与所得の関係
- ▶ 台湾居住者となった場合の扶養親族の扱い

その他外国人従業員に係る個人所得税にかかる論点

- ▶ 非居住者の給与所得に対して適用される源泉徴収税率の誤解
- ▶ 外国人における所得及び控除額情報の確認方法及び準備すべき書類
- ▶ 居留証番号の切り替えに当たって対応する事項
- ▶ その他2021年度の個人所得税の申告ポイント

外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点

2021年度の個人所得税の申告が間もなく5月から始まります。申告期間は、2022年5月1日から5月31日までです。外国人従業員に係る個人所得税の申告に当たって、一部の規定は台湾人の従業員と異なります。今回、外国人従業員の個人所得税の申告を行うに当たって、よくあるご質問を整理しました。

外国人従業員の個人所得税申告についてよくあるご質問

▶ 滞在期間の計算

外国人従業員が、居住者あるいは非居住者として納税すべきか否かについては、一暦年(1月1日～12月31日)における台湾滞在日数が183日以上であるか否かによって決められます。台湾滞在日数の計算は、パスポートにある入出境証印の日付、または内政部移民署から発行された「入出國日期證明書」に基づき、入境当日は含まず、出境当日を含み、計算されます。もし、同一課税年度に複数回の入出境があった場合、滞在理由に関係なく累積して計算に含める必要があります。

▶ 台湾における源泉所得の認識－海外の雇用主が支払った給与所得について

外国人従業員の個人所得税の課税対象範囲には、海外の雇用主が支払った労務報酬は含まれないという誤解が見受けられます。台湾所得税法の課税原則によれば、労務所得の発生源は、所得が支払われる場所ではなく、労働サービスが提供された場所に基づいて認定されます。ただし、一課税年度における非居住者の滞在日数が90日以下である場合、海外の雇用主から得られる労働サービスの報酬は、台湾の源泉所得とみなされず、所得税が課されません。下記にて、外国人従業員について、滞在日数に応じた海外の雇用主が支払った給与所得に対する課税方法を整理します。

滞在日数	海外の雇用主から支払われた給与所得	税率
～90日	課税所得に算入されない	—
91日～182日	実際の滞在日数に基づき按分して課税所得が計算される	18%
183日～299日	実際の滞在日数に基づき按分して課税所得が計算される	累進税率
300日以上	全年度として課税所得が計算される	累進税率

事例




A氏は、日本人で、日本本社から台湾に派遣されました。A氏は1月5日に台湾に入境し、7月23日に他の国へ出境しました。同年8月10日に再び台湾に入境し、9月30日まで台湾における業務を終え出境しました。上記について、滞在日数の計算原則に基づき計算をすると、A氏のこの年の滞在日数は250日となります。したがって、台湾で労働サービスを提供したことにより海外の雇用主から支払われた給与所得については、当該年間の支給額を実際の滞在日数(250/365)で按分して計算することができます。



外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点

▶ 配偶者及び扶養親族の申告について

外国人従業員は一課税年度の滞在日数が183日に達した場合、台湾の居住者とみなされます。この場合、個人所得税の申告に当たって、配偶者または規定に該当する親族を申請すれば、該当する免税額、控除額及び基本生活費差額を差し引くことができます。配偶者及び扶養親族が台湾に居住していなくとも申請することができますが、関連する証明書類を提示する必要があります。例えば、関係を証明できる書類、扶養証明書類、生存証明書類、在学証明書類などがあります。

身分	資格	基本情報及び関係証明	その他提出すべき書類		
 直系尊属親族	満60歳の方	パスポート(コピー)、 出生証明、または 戸籍証明	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 扶養事実証明: 例えば振込にかかる証明書または現地政府の公的証明文書 ▶ 生存証明 ▶ 60歳未満の方: 公立病院または公的機関が発行した自立生活ができないことを証明する書類 		
	60歳未満だが自立生活ができない方				
 子女	20歳未満の方※			満20歳※の場合、下記いずれか一つの該当書類を提出する	
	満20歳※だが在学、障害者または自立生活ができない方				
 兄弟姉妹	20歳未満※				<ul style="list-style-type: none"> ▶ 在学中: 在学証明、学生証のコピー ▶ 障害者: 障害証明 ▶ 自立生活ができない方: 公立病院または公的機関が発行した自立生活ができないことを証明する書類
	満20歳※だが在学、障害者または自立生活ができない方				

※ 成人年齢に係る民法の改正によって、2023年の課税年度より、「満18歳」の方については、在学、障害者または自立生活ができないことのいずれかの条件に満たさなければ扶養親族とみなされません。

▶ 出境申告を行う際の免税額及び標準控除額



外国人が、台湾を離れて同一課税年度内に台湾に戻らない場合は、免税額、控除額及び基本生活費の差額については当年度の滞在日数が一年間に占める割合に基づき計算されます。

事例

前ページの事例を基に続けて説明します。もし、A氏が9月30日に台湾を離れた後、台湾に戻らなかった場合、当年度のA氏の台湾滞在日数は183日間を超えるため、税務上の居住者とみなされ、個人所得税の申告書に扶養親族を記入することができます。ただし、A氏の課税所得から控除できる免税額、標準控除額及び基本生活費の差額は、台湾滞在日数(250日間)が一年間に占める割合に基づいて計算されます。

外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点

非居住者の給与所得に対して適用される源泉徴収税率の誤解

台湾企業が外国人従業員に給与を支払う場合、該当従業員が「居住者」あるいは「非居住者」に応じて、所得者の課税所得より、規定される税率にて所得税を源泉徴収し、規定される期限内に国庫に納め、源泉徴収票を提出します。各種所得源泉徴収率基準（「各類所得扣繳率標準」）第3条によると、外国人従業員が非居住者である場合、台湾企業は月給の18%の所得税を源泉徴収する必要がありますが、もし該当する月給が行政院より公表される「毎月の基本賃金の1.5倍（2021年は新台幣36,000元）」以下の場合、その支給額の6%を源泉徴収します。

ただし、実務上見受けられる事例では、当月支給された給与が基本賃金の1.5倍より高いかどうかに関わらず、雇用主は一律に18%の源泉徴収を行っており、外国人従業員が年度の個人所得税を申告する際に初めて源泉徴収税の過大納付に気付くことがあります。この時、国税局に対して、当該過大納付の還付を請求するものの、所得税法の規定では、居住者の所得が源泉徴収の対象となる場合には源泉徴収を通じて納税しますが、源泉徴収の対象外である場合は確定申告にて納税することが規定されており、このため、給与所得が源泉徴収の対象で過大徴収されている場合、国税局の非居住者の確定申告の審査では過大納付となった税金を還付することができず、国税局は、雇用主へ源泉徴収票の修正や過大納付税額の還付の申請を要求することになります。

雇用主、または2021年度非居住者の外国人従業員は、一度源泉徴収票を確認しておくことをお勧めします。もし、上記の状況に該当する場合、早めに対応することが大切です。

外国人における所得及び控除額情報の確認方法と準備すべき書類

外国人の確定申告に当たって、台湾人と同じように、5月1日～5月31日までの間に国税局より所得及び控除額が記載された資料を入手することができます。その申請方法は、以下の3つがあり、申請には以下資料のうち1つが必要となります。

国税局受付にて 検索コードと資料を申請	指定のコンビニエンスストア (7-ELEVEN、Family Mart、 Hi-Life、OK mart)にて 検索コードを申請	電子申告の ソフトウェアを利用
<ul style="list-style-type: none">▶ 本人が申請する場合：居留証原本を持参▶ 代理申請の場合：委任状に申請者本人が署名の上で、本人と代理人両方の身分証明書類を添付し、申請	<ul style="list-style-type: none">▶ 自然人憑証カード▶ 健康保険カード及びパスワード	<ul style="list-style-type: none">▶ 自然人憑証カード▶ 健康保険カード及びパスワード▶ 金融憑証▶ 検索コード

上記のいずれの申請方法も、外国人従業員自身の所得と控除額の情報しか調べることができません。もし、配偶者または扶養親族の所得または控除項目があり、従業員本人と併せて申告したい場合、別途申請する必要があります。

外国人従業員に係る個人所得税申告の留意点

居留証番号の切り替えについて

内政部移民署は、2021年1月2日より外国人向けの居留証番号の切り替えを実施しています。もし、外国人の方について、既に新たな居留証番号(英文字1コード+数字9コード)の切り替えが実施されている場合、確定申告に当たって用いた居留証番号が、金融機関に登録している居留証番号と一致しているかという点に特にご注意ください。一致していない場合、納税や還付税額を受領に係る振込手続に支障を来す可能性があります。

▶ ポイント

外国人が台湾に滞在している場合、個人所得税の申告の規定に該当するかを確認するほか、申告後も国税局の審査によって税金の追徴や補足資料等の要求がなされる可能性があります。このため、前ページまでで説明した申告に係るよくある質問についてご注意ください。

また、過去2年間、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって、申告期限は6月末まで延長されていましたが、今年については、財政部による2021年度個人所得税の申告期限を延長する予定がまだないため、申告期限である2022年5月31日までに申告と納税を完了させる必要があります。このため、できるだけ早めに関連書類を準備しておくことが望まれます。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2022年3月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた税務上の基本事項と留意事項(棚卸資産の廃棄と支払手数料)
2022年2月	台湾税務当局の注意喚起を踏まえた会計・税務上の基本事項と留意事項(売上計上時点、売上値引の計上)
2022年1月	台湾における外国人に対する減税の検討-新旧制度把握
2021年12月	台湾における外国人の3大重点ポイント(台湾入境・租税優遇・給与税務申告)
2021年11月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編②)
2021年10月	海外駐在員の税金に対する補填手当の方針について
2021年9月	コロナウィルス禍における台湾への外国人入境のキー～特別許可～
2021年8月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(法人所得税編①)
2021年7月	台湾における日系企業から多く頂くご質問(会社決算・取引編)
2021年6月	台湾におけるコロナウィルス対策 税務救済措置まとめ
2021年5月	新台湾赴任者のための制度基礎(移転価格税制及び個人編)新型コロナウイルスによる株主総会延期(停止)措置に対する非公開会社の対応整理
2021年4月	新台湾赴任者のための制度基礎(会計・税務-法人編-)
2021年3月	外国特定専門人材の租税優遇の最新の動向、税務居住者判定にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した緩和対策の概要

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせて頂いておりますEY担当にご連絡を頂くか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡をください。

安永聯合會計師事務所

People Advisory Service

劉惠雯 稅務營運長

02 2757 8888 # 88858

heidi.liu@tw.ey.com

林鈺芳 協理

02 2757 8888 # 67001

evelyn.lin@tw.ey.com

陳千惠 資深經理

02 2757 8888 # 65121

grace.chen@tw.ey.com

李中鈺 經理

02 2757 8888 # 67039

wendy.cy.lee@tw.ey.com

JBS (Japan Business Services)

清本雅哉 副總經理

02 2757 8888 # 88830

masaya.kiyomoto1@ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

junya.hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

masato.horii@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2022 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

00099-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

